

県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の対応について

令和2年4月17日
宮崎県教育委員会

政府の緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大されたことを受けて、宮崎県教育委員会としては、以下のとおり対応する。

1 対応について

全ての県立学校を4月21日（火）から5月6日（水）まで、臨時休業とする。

- 臨時休業期間中に登校日は設けないこと。なお、個別対応等に関することについては、登校する機会を設けることはできる。
- 部活動も4月21日（火）から5月6日（水）まで中止とすること。

2 教職員の勤務について

- 管理職は、職員室等での「国から示された3つの条件」が同時に重なることを回避するために、教職員の時差出勤や在宅勤務等について、業務に支障のない範囲で認め、計画すること。なお、詳細については別途通知する。

※3つの条件（①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集する空間、③近距離での会話等）

3 児童・生徒及び保護者への対応

- 県立学校には、保護者等からの相談に応じる（休日・祝日を除く）窓口を設置すること。
- 児童生徒等に対しては、家庭学習が適切に行われるよう、教員が電話で指導するなど可能な範囲で必要な措置を講じること。
- 今回の措置について、保護者へは学校からホームページやメール等で知らせること。

4 その他

- 対応方針は、今後の国の動向や感染の状況等を見ながら総合的に判断し、適宜見直す。
- 個別の具体的な事例や対応の詳細については、適宜、学校と協議する。
- 5月7日（木）以降の対応については、改めて5月1日（金）に連絡を行う。